

令和2年3月9日

保護者の皆様 へ

門川町教育委員会

新型コロナウイルス感染症発症に伴う対応について【お知らせとお願い】

臨時休業（感染拡大防止対策）へのご理解・ご協力に心より感謝申し上げます。

さて、3月4日夜、県内で1例目の新型コロナウイルス感染症患者が確認され、感染拡大が心配されるところです。

今後の感染拡大を防ぐために、3月6日に県教育委員会が対応方針を発表しました。本町教育委員会としましては、この県の方針を参考にしながら、町校長会や近隣市町村の教育委員会とも協議を進め、下記のとおり対応することといたしました。

緊急的な対応で、保護者の皆様にはたいへん無理なお願いを申し上げますが、子どもたちの健康を守るため、また国内の感染拡大を防ぐために、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、卒業式や登校日等の詳細な計画につきましては、別途、各学校から連絡メール等によりお知らせがありますので、そちらでご確認ください。

記

1 臨時休業について・・・臨時休業期間を春休みの前日（3月26日）まで延長します。

※ 臨時休業の期間は、部活動は中止とします。（スポーツ少年団等の活動も控えてください。）

2 卒業式について

- 町内の中学校 … 3月16日（月）に規模を縮小して行う予定です。
- 町内の小学校 … 3月25日（水）に規模を縮小して行う予定です。

3 県立高等学校二次募集検査について・・・予定どおり3月24日（火）に実施します。

4 登校日等について

臨時休業終了と同時に春休みに入るため、新年度の始業式まで長期の休業が続くこととなります。そのため、感染予防の措置を講じた上で、以下の登校日を設定します。

- 1回目の登校日 … 3月17日（火）【対象：小学校全児童、中学校1・2年生】
※ 宿題（課題）等の提出、新しい宿題（課題）等の配付、荷物の持ち帰り等を行う予定です。
- 2回目の登校日 … 3月27日（金）【対象：小・中学校の全児童生徒】
※ 簡略化した修了式と離任式を行う予定です。

5 休業中の過ごし方について

- 検温等を行いながら健康管理に努め、基本的には自宅で過ごすようお願いいたします。また、人の集まるような場所への外出は避けるようお願いいたします。
- 春休み前日まで、小学校1～3年生児童（どうしても家庭で子ども一人になる児童等）を対象とした「学校でのお預かり」を継続します。新規で希望される場合には、町教育委員会教育総務課（63-1140）または各学校へお問い合わせください。

※ 今後の感染拡大の状況によっては、上記の対応が変更になる場合もありますので、その際には各学校の連絡メールを通して連絡をさせていただきます。

**児童生徒等に発熱や風邪の症状がある場合の対応や
新型コロナウイルス感染症であることが確認された場合の対応等について
【 重 要 】**

1 風邪の症状や発熱がある場合の対応

- ◆ 臨時休業中に、児童生徒が咳等の風邪の症状や、37.5度ぐらいの発熱がある場合
⇒ 自宅で安静にして過ごすとともに、かかりつけ医などに電話等で相談（必要に応じて受診）し、症状の早期改善に努めます。
- ※ 登校日や卒業式の当日、臨時休業が明け学校が再開する際には…
登校を控え、かかりつけ医などの医療機関への相談・受診を行い、症状の早期改善に努めます。

2 風邪の症状や発熱が続き、新型コロナウイルス感染が心配される場合**の対応**

- ◆ 臨時休業中に、児童生徒が咳等の風邪の症状が継続したり、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）を感じたり、37.5度ぐらいの発熱が4日以上続いたりするなど、新型コロナウイルス感染の心配がある場合
⇒ かかりつけ医などの医療機関を受診する前に、日向保健所（0982-52-5101）に直接連絡し、相談を行い、受診や対応等の指示を受けていただきます。
- ※ 登校日や卒業式の当日、臨時休業が明け学校が再開する際には…
登校を控え、同様の対応をお願いいたします。

3 新型コロナウイルス感染が確認された場合**の対応**

- ◆ 臨時休業中に医療機関を受診するなどして、町内の児童生徒が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合
⇒ 学校や保健所と話し合いながら、登校日や卒業式を中止にしたり、臨時休業期間を更に延長したりすることも検討します。
- ◆ 臨時休業中に、家族の感染などにより、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
⇒ 学校や保健所と話し合いながら、登校日や卒業式を中止にしたり、臨時休業期間を更に延長したりすることも検討します。
- ◆ いずれの場合においても、地域全体で感染拡大を抑えることを目的に、町内の全ての小・中学校の登校日や卒業式の実施、臨時休業期間の延長等を検討します。また、近隣の市町村において感染者が確認された場合においても、同様の検討をすることになると思いますので、ご理解をお願いいたします。

<各ご家庭へのお願い>

- 臨時休業期間中は、対外的な交流イベント、スポーツ少年団や部活動の対外試合・遠征、送別会やお別れ大会、地域の児童生徒や教職員が集まる行事や会議等につきましては、できる限り中止や延期の方向で進めていただきます。
- 町教育委員会や学校では、卒業式や入学式などにつきましても、例えば来賓や在校生の参加を取りやめ、該当する子どもたちや保護者のみで時間を短縮して行うなど、今後の状況を見ながら、臨機応変に検討・対応してまいりますので、直前の対応や急な変更を余儀なくされることがあることをご理解ください。
- 感染拡大の防止の観点から、ご家庭においても、毎朝、児童生徒の健康状態の確認（検温等）を行っていただきたいと思っております。臨時休業期間中はもとより、学校が再開した後もご協力をお願いいたします。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、ご自宅での休養の徹底や医療機関への相談・受診をお願いいたします。